令和7年度

壱岐市内浄水場乾燥汚泥処分業務

仕様書

壱 岐 市

1 目的

この仕様書は、壱岐市発注の浄水場乾燥汚泥処分業務について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)の規定に基づき受注者に委託する処分について必要な事項を定めるものである。

2 委託業務名

壱岐市内浄水場乾燥汚泥処分業務

3 委託業務概要

壱岐市内浄水場の天日乾燥床から排出される産業廃棄物の処分を許可業者に委託する。なお、産業廃棄物であるため廃掃法に沿った処理を行うものとする。

4 委託業務の排出場所

壱岐市内浄水場(郷ノ浦浄水場・門野田浄水場・新西浄水場)

5 委託期間

契約日から令和8年2月27日までとする。

6 産業廃棄物の種類、性状

- (1)産業廃棄物の種類は汚泥。
- (2) 汚泥は凝集剤としてポリ塩化アルミニウム及び消毒剤として次亜塩素酸ナトリウムを使用している。
- (3)汚泥の荷姿はバラ。

7 委託業務の実施要領

- (1) 汚泥の処分は、汚泥の乾燥状態を確認したうえで搬出を依頼することとするが、実施時期は天候等により不確定なため受注者及び廃棄物収集運搬業者と十分協議のうえ対応を行うこと。
- (2) 乾燥汚泥を廃掃法に定められた処理方法を以て行うこととし、セメント原料として全量を再資源化処理し有効利用すること。
- (3) 処分数量は計量器による重量(t)をもって処分数量を確定することとする。
- (4) 受注者は、常に業務の安全に留意して作業を行い、事故防止に努めなければならない。
- (5) 受注者は、業務施工中、交通の妨害となる行為その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう十分な措置をしなければならない。

8 提出書類

受注者は以下の書類等を監督職員に提出すること。

- (1) 許認可証(収集運搬の許可証・最終処分場の許可証その他必要な許可証) の写し。
- (2) 搬入先の県との事前協議が完了した旨の証明書、又はこれに代わる必要な書類。

9 業務完了の報告

- (1) 受注者は発注者から委託された業務が完了した後、直ちに指定の業務完了報告書を作成し、業務写真(処分状況等)、マニフェストとともに発注者に提出する。
- (2) その他、市長が必要と認める図書。

10 疑義の解釈

仕様書及び業務内容に疑義が生じた場合、又は明示されていない事項があるときは 発注者及び受注者が双方協議して決定するものとする。